

# ペットボトル

## 資源ごみ



オレンジ色の  
指定専用袋


### 主な品目

つぶしたもの、つぶれてしまったものは収集できませんのでご注意ください。

※つぶれたペットボトルは一般ごみ



飲料用などのペットボトル  
(ジュース、焼酎、しょう油、みりんなど)

※  の表示があるもの

### 出し方

①キャップと包装ラベルを取りはずし  
(プラスチック製または紙製の容器包装へ)




②汚れを落とし



③指定専用袋に入れて、しっかりと口を十字にしばって出してください。



 マークがついている容器は、プラスチック製の容器包装(水色の袋)に分別してください。



### 注意

- 指定専用袋以外で出されたものは、収集いたしません。
- 指定専用袋の口をひもなどでしばらないでください。
- キャップが取りはずされていないものは、収集いたしません。
- ラベルがはがしにくいものは、そのままかまいません。
- つぶしたものは収集いたしません。
- 収集日の当日、朝8時30分までに出しましょう。

# ペットボトルの取扱い変更について

平成20年4月1日より、財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省の通知により、ペットボトルの取扱いが下記のとおり変更になりました。

平成21年3月31日までは、国で定めた経過措置期間として、ペットボトル・プラスチック製の容器包装のどちらに分別されていても収集しておりましたが

**平成21年4月1日からは、ペットボトルとして分別して出してください。**

## ☆ ペットボトルとして分別できるものは

飲料	清涼飲料	お茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、コーヒーなど
	果汁飲料	フルーツジュース、野菜ジュースなど
	酒類	焼酎、本みりん、洋酒、清酒など
	乳飲料等	ドリンクタイプのはち酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料など
特定調味料 (品目拡大) ※ 太字部分が追加された品目です。	しょうゆ	
	<b>しょうゆ加工品</b>	<b>めんつゆなど</b>
	<b>みりん風調味料</b>	
	<b>食酢</b>	
	<b>調味酢</b>	
	<b>ドレッシングタイプ調味料</b>	<b>ノンオイルドレッシングなど</b> ※ 油を含まないもののみ

油を含むもの(油のボトル、オイル入りドレッシングなど)、香辛料の強いもの(ソース、焼き肉のたれなど)、食用ではないものの容器(洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品など)のペットボトルは、従来どおりプラスチック製の容器包装(水色の袋)で出してください。

